

2024年5月17日

各位

会社名 ニチレキ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小幡 学
(コード番号 5011)
問合せ先 取締役管理本部長 山本 淳
(TEL : 03-3265-1511)

当社定款の一部変更（商号、事業目的および機関設計の変更等）に関するお知らせ

当社は、2024年3月27日付「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立および監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、より機動的な経営判断と取締役会の監督機能を一層高めることが必要であるとの認識のもと、監査等委員会設置会社に移行した後、2024年10月1日に持株会社体制に移行する方針としております。

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社および持株会社体制に移行するために必要な定款の一部変更を2024年6月27日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- 上記持株会社体制へ移行するため、それに伴う吸収分割契約の定時株主総会による承認を条件として、当社定款第1条に定める当社の商号を「ニチレキグループ株式会社」に変更し、当社定款第2条に定める当社の事業目的をグループ会社の経営管理等に変更するものです。
- 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>ニチレキ株式会社</u> と称し、英文は、 <u>NICHIREKI CO., LTD.</u> とする。 (目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>ニチレキグループ株式会社</u> と称し、英文は、 <u>NICHIREKI GROUP CO., LTD.</u> とする。 (目的) 第2条 当社は、次の業務を営むこと、 <u>ならびに次の各号に掲げる業務を営む会社（外国会社を含む。）の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理</u>

<p>(1) ~ (12) (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条~第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条~第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>12名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ~ 3. (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表すべき取締役は、<u>取締役社長のほか取締役会の決議により若干名を定めることができる。</u></p> <p>(任期)</p>	<p><u>することを目的とする。</u></p> <p>(1) ~ (12) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条~第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条~第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>16名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表すべき取締役は、<u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長その他若干名を定めることができる。</u></p> <p>(任期)</p>
---	--

<p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第23条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第24条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第25条（条文省略）</p>	<p>第25条（現行どおり）</p>
<p>（取締役会の招集通知）</p>	<p>（取締役会の招集通知）</p>
<p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第27条～第30条（条文省略）</p>	<p>第27条～第30条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>（重要な業務執行の決定の委任）</p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議により重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>（常勤の監査等委員）</p>
<p>(新設)</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>（監査等委員会の招集通知）</p>
<p>(新設)</p>	<p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日</p>

(新設)	<u>前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議方法)</u>
(新設)	<u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会の議事録)</u>
(新設)	<u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u> <u>(監査等委員会規則)</u>
(新設)	<u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(員数)</u>	
<u>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
<u>(選任方法)</u>	
<u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削除)
<u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(任期)</u>	
<u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(報酬等)</u>	
<u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
<u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま</u>	(削除)

<p><u>でに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 計算 (事業年度)</p> <p>第 41 条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 (条文省略) (中間配当)</p> <p>第 43 条 (条文省略) (配当金の除斥期間)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 6 章 計算 (事業年度)</p> <p>第 37 条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 (現行どおり) (中間配当)</p> <p>第 39 条 (現行どおり) (配当金の除斥期間)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 80 回定時株主総会において決議さ</u></p>
--	--

<p>(新設)</p>	<p><u>れた定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第 80 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に監査役（監査役であったものを含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(商号及び目的に関する経過措置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 2 条 定款第 1 条（商号）および第 2 条（目的）の変更は、第 80 回定時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されることおよびこの吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、2024 年 10 月 1 日をもって効力が生じるものとする。なお、本条は、前記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日（商号および目的以外）	2024 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日（商号および目的）	2024 年 10 月 1 日（予定）

以 上